

～事業主の皆様へ～

雇用管理等に向けたアドバイス（第5号）

日頃よりハローワーク村上をご利用いただき有難うございます。
この広報紙は、事業主の皆様が必要とする情報を発信する目的に作成しています。
従業員の募集、雇用管理などの参考としていただければ幸いです。

ハローワーク村上 求人部門
(☎ 0254-53-4141)

① お仕事をお探しの方が応募したくなる求人とは？

＜雇用統計情報 8月号より抜粋＞

	管 理	専門・ 技術	事 務	販 売	サービ ス	保 安	農 林 漁 業	生 産 工 程	輸送・機 械運転	建設・ 採掘	清掃・ 包装等
有効求人	7	111	56	27	75	15	16	147	47	76	10
有効求職	0	50	125	56	62	3	29	128	39	30	109
求人倍率	-	2.22	0.45	0.48	1.21	5.00	0.55	1.15	1.21	2.53	0.09

求人倍率が1倍を上回る職種については求人数が求職者を上回り、人材確保が難しい職種と言えます。このため、求人票の「仕事内容欄」を見直し、**お仕事をお探しの方が応募したくなる求人(魅力がある=分かりやすい求人)の作成**に取り組むことも人材募集には必要です。特に、未経験者に募集内容を理解してもらう視点での求人票作成に取り組んでいただくことがポイントです。

また、お仕事をお探しの方は別紙のとおり、より安定した正社員を希望される傾向がありますので、まずは正社員での受け入れが可能かどうか検討をお願いいたします。

～今回は専門・技術職の記載編です～

* 当初の記載 (×)

■事例) 工程管理職種募集に係る「仕事の内容」欄記載
生産工程において工程管理を行います。

何を作っているの？
何をするの？
↓
仕事内容のイメージ
ができません。
↓
応募に躊躇します

* 見直し後の記載 (○)

〇〇の製造過程において工程管理を行います。具体的には、コストの節約、生産ラインの見直し、材料や加工法の選択、工員（15人）への監督や指導等。同職種は3人で従事しています。
*** 仕事内容のイメージもわくため、応募にむけ前向きに検討することができます。**

* 当初の記載 (×)

■事例) 土木技術職種募集に係る「仕事の内容欄」欄記載
土木の施工管理に従事してください。

何をするの？
どんな知識が必要？
↓
仕事内容のイメージ
ができません。
↓
応募に躊躇します

* 見直し後の記載 (○)

現場での工事管理や作業指導を行います。また、発注者との打合せも随時行います。
専用ソフトを使用し、設計や積算を行うこともあります。
現場は村上から新発田が中心。
*** 必要な経験や知識のイメージができ、自身の適職かどうか判断ができます。**

② 雇用関係助成金について

◎キャリアアップ助成金の拡充等について

キャリアアップ助成金については第3号でご案内していますが、一部、支給要件の緩和、拡充が行われております。いわゆる非正規労働者のキャリアアップなどの促進には有益な制度です。興味をお持ちいただきましたら、まずはハローワークにお問い合わせください。

支給要件の緩和（平成28年8月5日～）

- 1 キャリアアップ計画書の提出期限緩和
「取組実施前1か月まで」を「取組実施日まで」に変更しました。
(人材育成コースは、従前のとおり訓練開始日の前日の1か月前まで)
- 2 賃金規定等の運用期間の緩和（処遇改善コース（賃金規定等改定））
「改定前の賃金規定を3か月以上運用していること」が要件でしたが、新たに賃金規定等を作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金の実態からみて2%以上増額していることが確認できれば支給対象となります。

支援の拡充等（平成28年10月1日～平成32年3月31日）

- 1 短時間労働者の労働時間延長（処遇改善コース）
 - (1) 従来は「短時間労働者の所定労働時間を25時間未満から30時間に延長し新たに社会保険を適用した場合」でしたが、「短時間労働者の所定労働時間を5時間以上延長し新たに社会保険を適用した場合」に拡充されました。
 - (2) 処遇改善コース（賃金規定等改定）と併せて新たに社会保険に適用した労働者の手取り収入が減少しないよう所定労働時間を延長した場合は、1～4時間以上でも対象になります。

③ ちょっと耳より情報（人材募集にあたっての効果的な事業所PR）

雇用状況は緩やかな改善傾向であり有効求人倍率が継続して1倍を超えるなど、求人者にとっては希望する人材の採用ができない状況もあるのではないのでしょうか。

人材募集にあたってはハローワークへまずは魅力ある求人(本紙①)提出していただくことがスタートですが、次の取組として、募集内容などを広くお仕事をお探しの方に発信することも必要ではないかと考えています。下記のような方法がありますので検討されてみてはいかがでしょうか。

1 応募前の職場見学

お仕事をお探しの方より「応募するかしないかを判断するために作業風景や会社の雰囲気など事前に見学できれば」といった相談も多くあります。この見学が応募に結びつくことも少なくありません。求人票へ「職場見学可」等の表示を行い広くPRします。

2 会社説明会

求人票だけでは「どのような仕事をするのか」「具体的な待遇」「求める人材像」等をすべて伝えることは困難です。このため、ハローワークでは会議室を会場に説明会を開催しています。事業所PRにも有益です。雇用形態によってはお断りする場合がありますのでご了承ください。

3 募集条件の改善

募集条件をアップ（大部分は賃金）していただいた求人は週刊求人情報に再掲載するほか、検索機にも別途PRしており、この結果、約50%の求人に対して紹介者が現れています。

※11月2日より持ち帰り用週刊求人情報の設置場所を追加（原信村上西店様、村上インター店様、荒川店様、ウオルク村上東店様、村上店様）し、より広く求人情報を発信するようにしましたので、お知らせいたします。